

前金払制度の活用促進について

1 前金払制度の概要

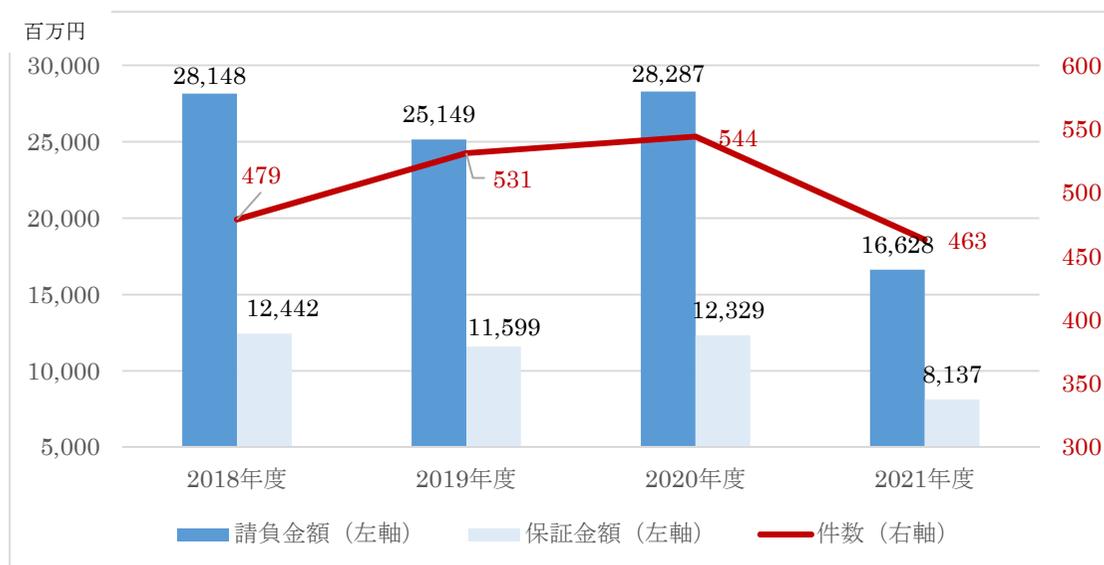
- (1) 前金払制度は、地方自治法施行令附則第7条及び地方自治法施行規則附則第3条の規定により、公共工事の前金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の一定割合を前金払することができるもの。
- (2) 当市では、郡山市公共工事前金払等取扱要綱（平成14年3月28日制定）により実施。

2 前金払の割合の上限

範囲	割合※	根拠
土木建築に関する工事	請負代価の4割5分	地方自治法施行令附則第7条 地方自治法施行規則附則第3条
土木建築に関する工事の設計又は調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造	請負代価の3割5分	

※地方自治法施行令及び同法施行規則の一部改正（令和4年6月10日公布及び施行予定）により上記割合となる。

3 当市の利用状況



4 依頼事項

工事担当所属には既にお知らせしていますが、建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、**建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた本市における工事の円滑かつ適正な施工の確保等**を図るため、**前金払制度の一層の周知、活用等**についてご配慮をお願いしたい。